

# 捕鯨をめぐる情勢

2016年 2月  
水産庁

# 目 次

---

- I. 国際捕鯨委員会（IWC）について . . . . . 1～7
- II. 世界における捕鯨（IWC対象外種を含む） . . . . . 8～10
- III. 商業捕鯨モラトリアムと我が国の対応
  - i. 商業捕鯨モラトリアム . . . . . 11～12
  - ii. 日本沿岸小型捕鯨復活の試み . . . . . 13
  - iii. 捕獲調査の実施 . . . . . 14～18
- IV. 国際司法裁判所（ICJ） 「南極における捕鯨」 訴訟と我が国の対応 . 19～20
- V. 捕鯨に対する妨害活動 . . . . . 21～22

# 国際捕鯨委員会 (IWC: International Whaling Commission)

- 1 目的: 鯨資源の保存及び捕鯨産業の秩序ある発展(持続的利用)を図ること。
- 2 設立: 1948年11月
- 3 我が国の加盟: 1951年4月
- 4 加盟国: 88カ国
- 5 管理対象鯨種(大型鯨類13種):  
シロナガスクジラ、ナガスクジラ、イワシクジラ、ニタリクジラ、ミンククジラ、  
ザトウクジラ、コククジラ、ホッキョククジラ、セミクジラ、コセミクジラ、  
マッコウクジラ、ミナミトックリクジラ、キタトックリクジラ  
※条約締結時は上記13種であったが、その後、クロミンククジラ、ツノシマクジラ等、別種が判明している。
- 6 日本政府コミッショナー: 森下丈二((独)水産総合研究センター  
国際水産資源研究所所長)

# 国際捕鯨取締条約(ICRW) 抜粋

## 前文

正当な委任を受けた自己の代表者がこの条約に署名した政府は、鯨族という大きな天然資源を将来の世代のために保護することが世界の諸国の利益であることを認め、捕鯨の歴史が一区域から他の地の区域への濫獲及び1鯨種から他の鯨種への濫獲を示しているためにこれ以上の濫獲からすべての種類の鯨を保護することが緊要であることに鑑み、

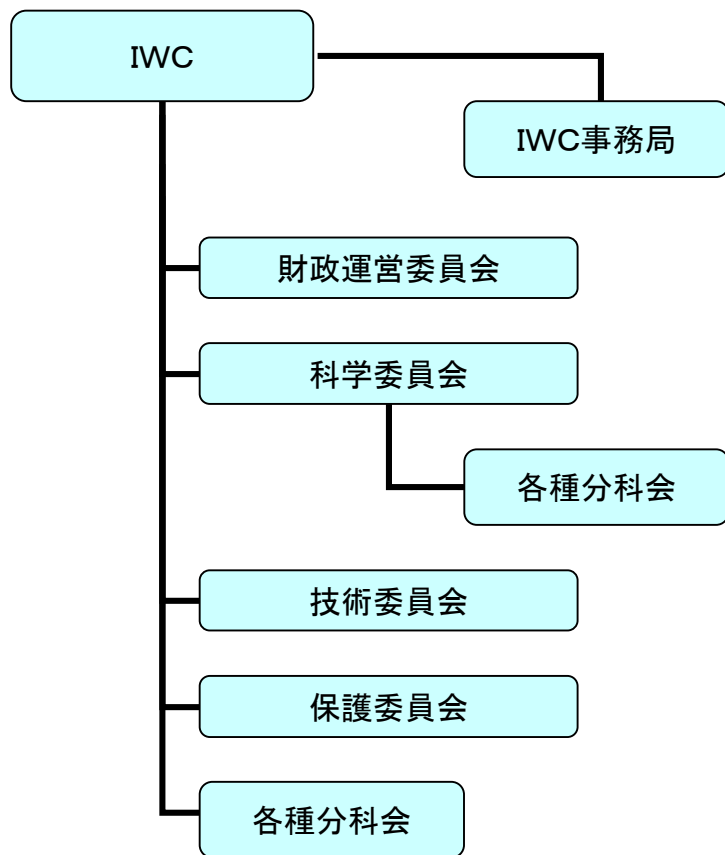
鯨族が捕獲を適当に取り締まれば繁殖が可能であること及び鯨族が繁殖すればこの天然資源を損なわないで捕獲できる鯨の数を増加することができることを認め、

広範囲の経済上及び栄養上の困窮を起さずできるだけすみやかに鯨族の最適の水準を実現することが共通の利益であることを認め、これらの目的を達成するまでは、現に数の減ったある種類の鯨に回復期間を与えるため、捕鯨作業を捕獲に最もよく耐える種類に限らなければならないことを認め、1937年6月8日にロンドンで署名された国際捕鯨取締協定並びに1938年6月24日及び1945年11月26日にロンドンで署名された同協定の議定書の規定に具現された原則を基礎として鯨族の適当で有効な保存及び増大を確保するため、捕鯨業に関する国際取締制度を設けることを希望し、かつ、

鯨族の適当な保存を図って捕鯨産業の秩序のある発展を可能にする条約を締結することに決定し、次のとおり協定した。

# 国際捕鯨委員会 (IWC)

事務局所在地： ケンブリッジ(英国)



1948年、国際捕鯨取締条約に基づいて設立。  
現在88カ国が加盟。

「鯨類資源の保存と捕鯨産業の秩序ある発展」(条約の目的)実現のため、管理措置を決定する。

我が国は、1951年に加盟

- 注1) 各委員会には、必要に応じて、分科会が設置される  
注2) 保護委員会は2003年に設立されたが、我が国等は、条約の趣旨に反するものであるとして設立に反対(委員会も欠席)

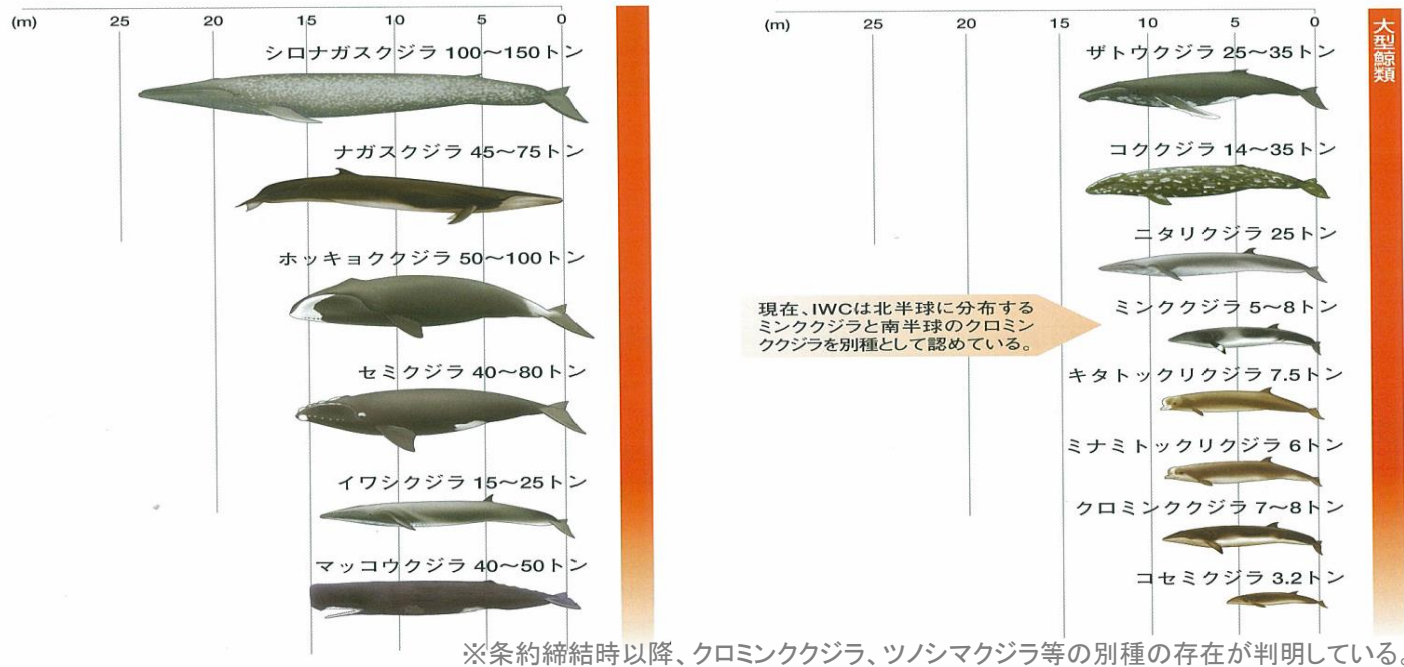
# IWCの管理対象種

## 約83種いる鯨類の中で、大型鯨類計13種が管理の対象 これら13種以外の鯨類は対象としていない

IWCが管理対象としているのは、全世界で約83種いる鯨類の中で、シロナガスクジラ、ミンククジラなどの大型鯨類計13種。それ以外の鯨類は対象としていません。日本では現在、IWCの管理対象とされないツチクジラやコビレゴンドウを捕る小型捕鯨と、イシイルカなどを対象とするイルカ漁業が、国や自治体の管理下で行われています。

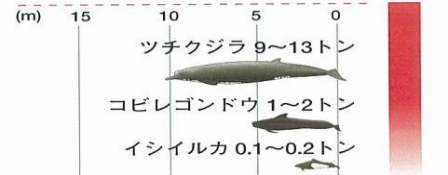
### ■大型鯨類

IWCの管理対象となる13種名は、国際捕鯨会議（1946年）最終文書の付録である種名表に記載されています。シロナガスクジラは地球上で最も大きな動物で、体長は34メートルにも達した記録があります。10歳前後で成熟するメスは、2～3年に1回出産します。ミンククジラは6～7歳で成熟し、ほぼ1年に1回出産します。他の鯨類に比べ強い繁殖力をもっているため、持続的に利用できる豊富な資源です。



### IWC管理対象外鯨類（小型鯨類）

ツチクジラ、コビレゴンドウ、その他多くのイルカ類を小型鯨類といい、IWCの管理外です。イルカとは普通、体長4メートル以下の鯨を指します。



# IWC加盟国

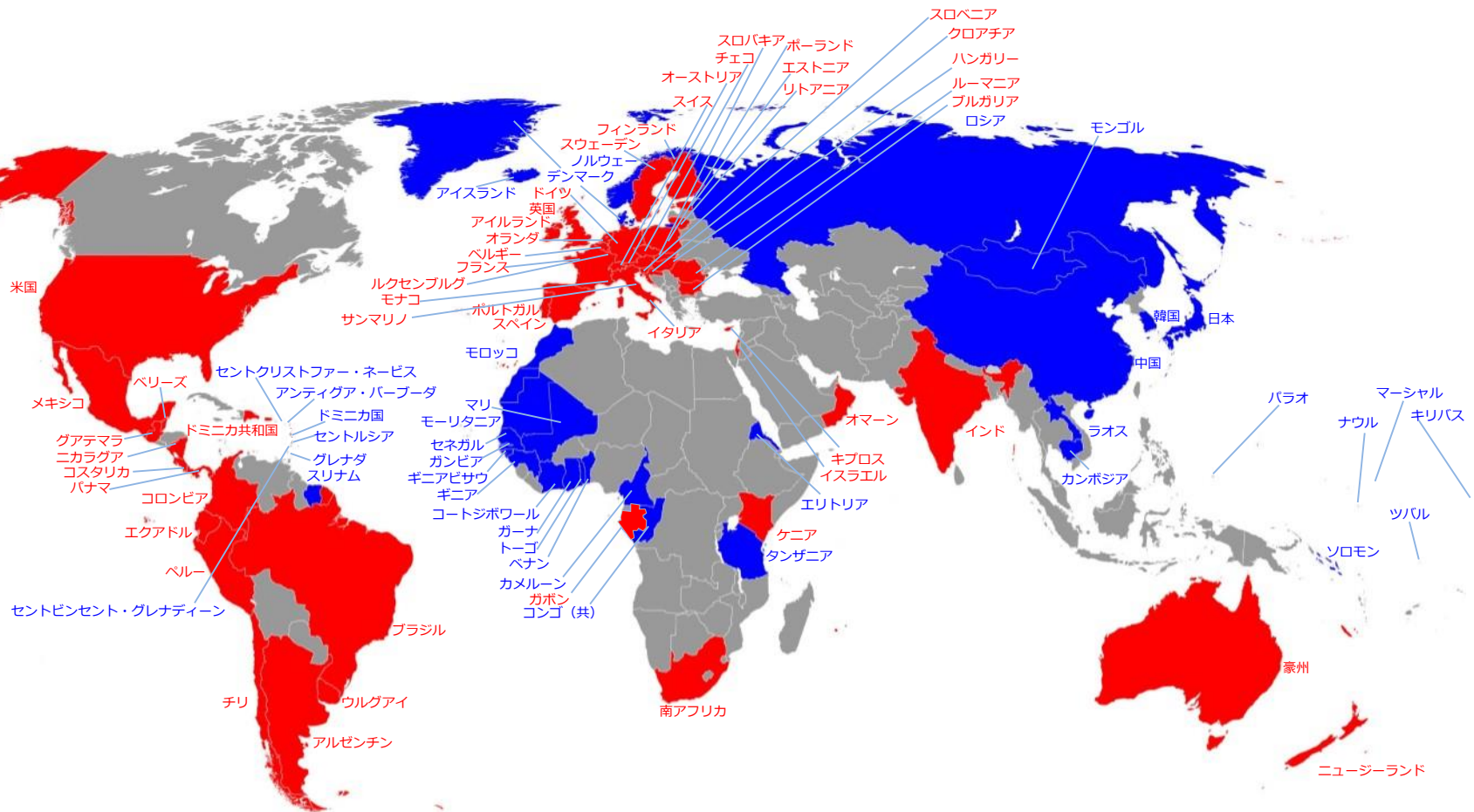
| 鯨類の持続可能な利用支持国(加盟国数38カ国) |   | 反捕鯨国(加盟国数50カ国)  |  |
|-------------------------|---|-----------------|--|
| (アジア)<br>(6カ国)          | 日本、カンボジア、モンゴル、中国、韓国、ラオス   | (アジア)           | インド、イスラエル、オマーン   |
| (アフリカ)<br>(15カ国)        | カメルーン、ガンビア、ギニア、コートジボワール、セネガル、トーゴ、ベナン、マリ、モーリタニア、モロッコ、ギニアビサウ、コンゴ(共)、タンザニア、エリトリア、ガーナ | (アフリカ)          | ケニア、南アフリカ、ガボン  |
| (欧州)<br>(4カ国)           | アイスランド、ノルウェー、ロシア、デンマーク  | (欧州)<br>(27カ国)  | アイルランド、イタリア、英国、オランダ、オーストリア、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、チェコ、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、モナコ、ルクセンブルグ、クロアチア、スロベニア、キプロス、ルーマニア、リトアニア、エストニア、ポーランド、ブルガリア |
| (大洋州)<br>(6カ国)          | パラオ、ナウル、マーシャル、ツバル、キリバス、ソロモン   | (大洋州)           | 豪州、ニュージーランド  |
| (中南米)<br>(7カ国)          | アンティグア・バーブーダ、グレナダ、スリナム、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、ドミニカ、セントビンセント・グレナディーン               | (中南米)<br>(14カ国) | アルゼンチン、チリ、パナマ、ブラジル、メキシコ、ベリーズ、ペルー、コスタリカ、エクアドル、グアテマラ、ニカラグア、ウルグアイ、ドミニカ共和国、コロンビア   |
|                         |   | (北米)            | 米国   |

加盟国は88カ国(2016年2月現在)

(注) 上記は過去の投票等を勘案して便宜的に2つのグループに区分したものであり、厳密かつ明確な基準に基づき区分したものではない



# IWC加盟国



加盟国は88カ国(2016年2月現在)

捕鯨容認国・持続的利用支持国(青色) 38カ国

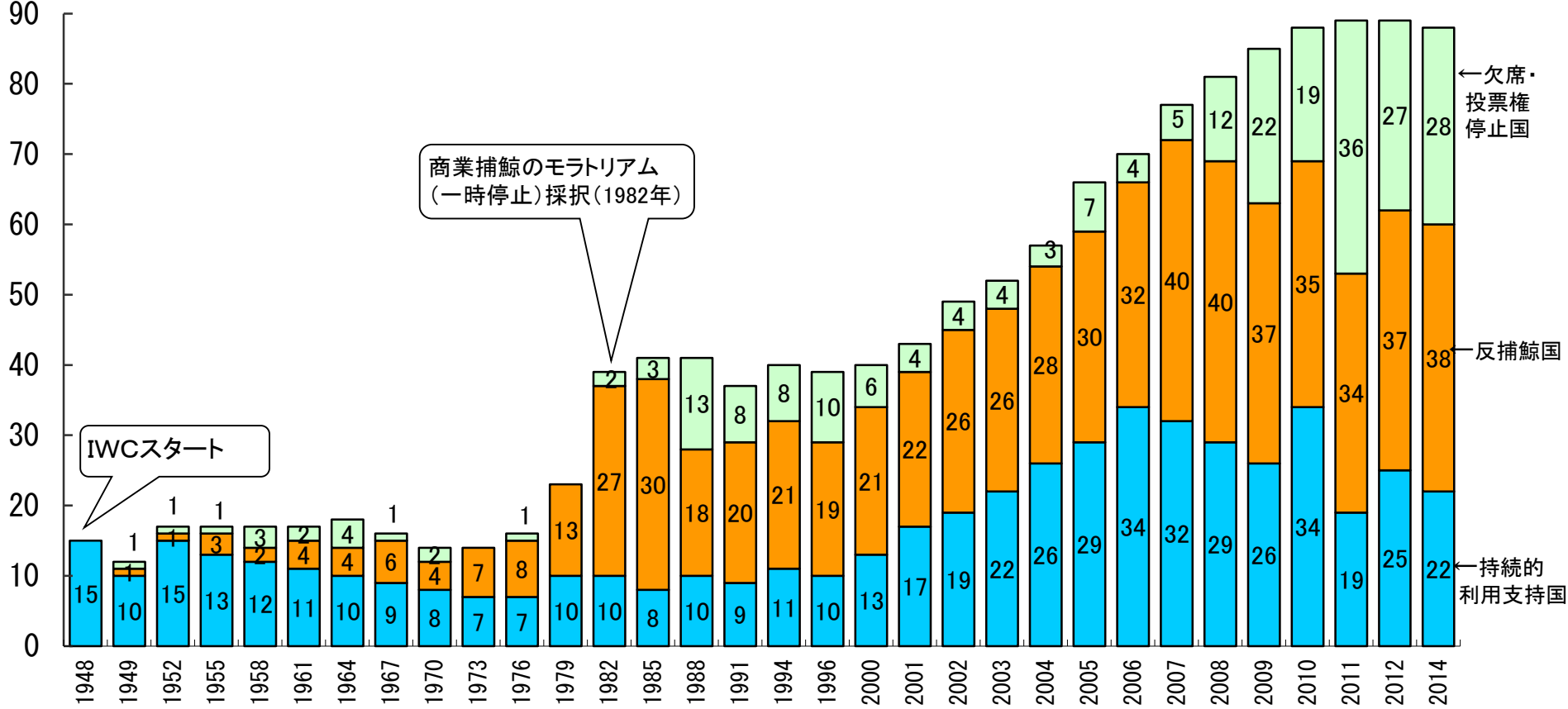
反捕鯨国(赤色) 50カ国

注) 先住民生存捕鯨国: アメリカ、ロシア、  
 デンマーク、セントビンセント・グレナディーン  
 商業捕鯨国: ノルウェー、アイスランド  
 調査捕鯨実施国: 日本



# IWC加盟国の推移

加盟国数



商業捕鯨のモラトリアム  
(一時停止)採択(1982年)

IWCスタート

我が国の対応

IWC加盟  
(1951年)

商業捕鯨停止に異議  
申立(1982年)

異議申立を撤回  
(1985年)

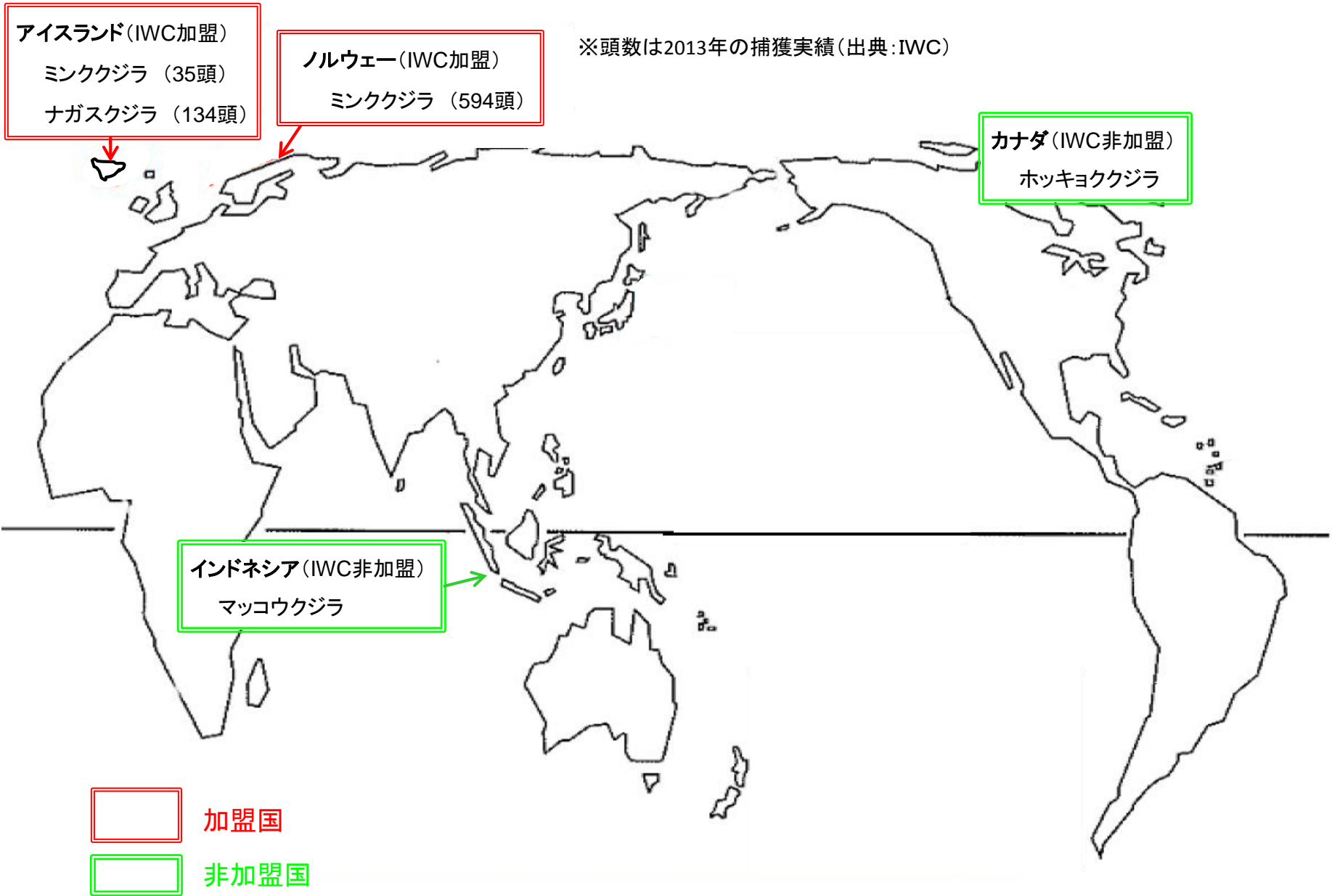
我が国が商業捕鯨を  
停止(1988年)

セントキッツ・ネイビス宣  
言採択(2006年)

正常化会合を日本  
で開催(2007年2月13  
日~15日)

第65回IWC本委  
員会(スロベニア)

# 商業捕鯨等 (IWC管理対象種) を行っている国々



# 先住民生存捕鯨を行っている国々

## 先住民生存捕鯨:

先住民の生存に必要な捕鯨として、IWCにより捕獲枠を認められている。

現在の捕獲枠(2013年~2018年の6年間分)は、2012年IWC年次会合において設定されたもの。

なお、グリーンランドの捕獲枠は、2012年IWC年次会合で設定されず、グリーンランド自治政府が自主的に設定(2013年~2014年の2年間分)されていたが、2014年のIWC本委員会において、2018年までの捕獲枠が設定された。

ロシア/チュクチ原住民  
コククジラ (120頭)  
ホッキョククジラ (5頭)

アメリカ/アラスカのイヌイト  
ホッキョククジラ (51頭)

グリーンランド(デンマーク領)  
ナガスクジラ (19頭)  
ミンククジラ (190頭)  
ホッキョククジラ (2頭)  
ザトウクジラ (10頭)

アメリカ/マカ・インディア  
コククジラ (4頭)

セントビンセント  
ザトウクジラ (4頭)

※先住民生存捕鯨の( )内の頭数は、現行(2013年~2018年)の年当り捕獲枠。

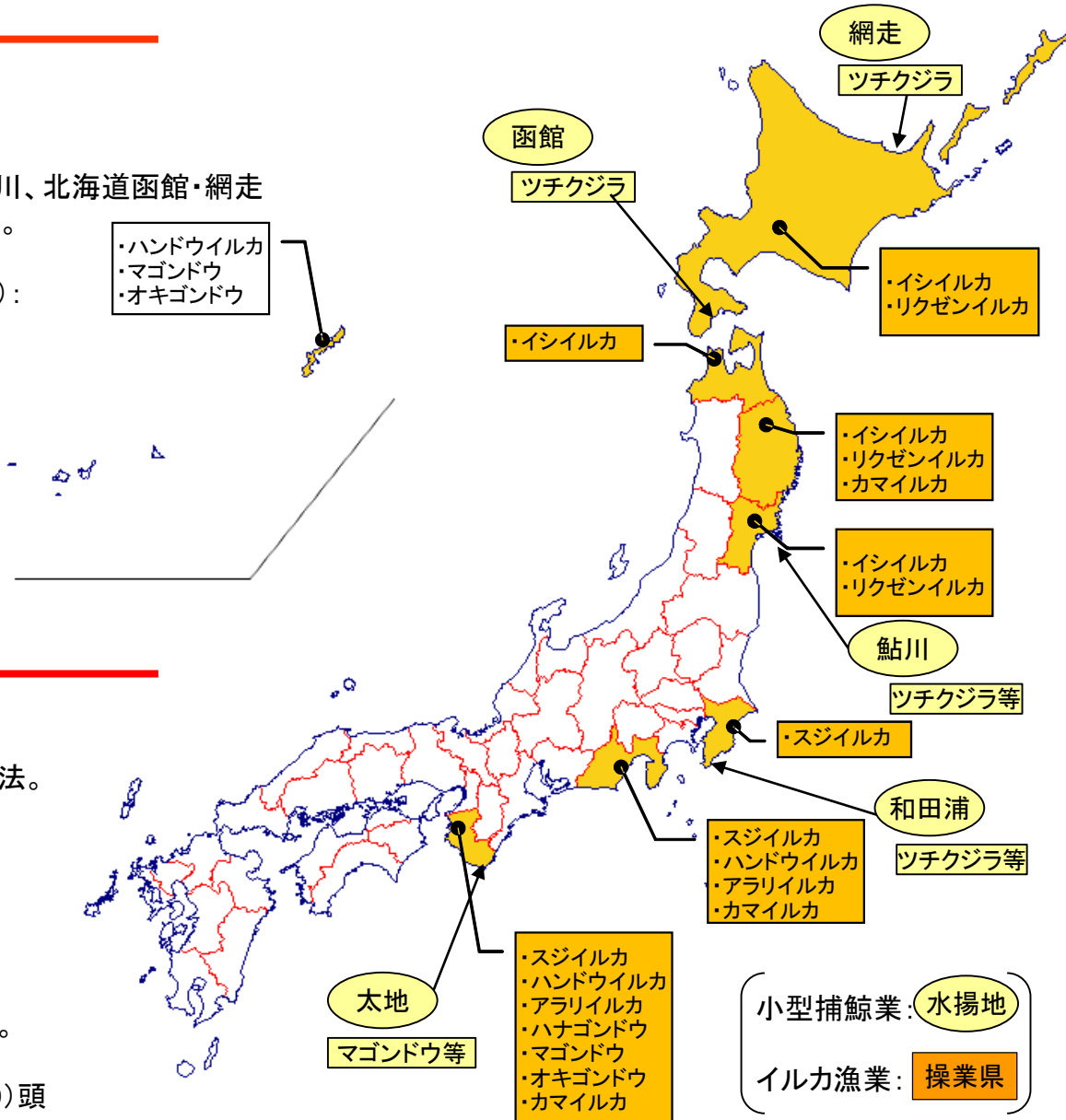
※その他、我が国が小型捕鯨業・イルカ漁(IWC管理対象外)、フェロー諸島(デンマーク領)がヒレナガゴンドウの捕獲(IWC管理対象外)を行っている。

# 我が国沿岸の捕鯨業・イルカ漁業

## 小型捕鯨漁業

- (1) 大臣許可漁業  
もりづつ(捕鯨砲)を使用。
- (2) 水揚地: 和歌山県太地、千葉県和田浦、宮城県鮎川、北海道函館・網走  
\* 2015年現在、小型捕鯨業者は6業者・5隻で操業。
- (3) 対象鯨種: 漁獲枠(2012/2013/2014年漁獲実績):  
・オキゴンドウ: 20頭(0/1/3頭)  
・ツチクジラ: 66頭(71/62/70頭)  
・マゴンドウ: 72頭(16/10/3頭)

※ 我が国は、IWCにおいて、商業捕鯨モラトリアム以降停止されたミンククジラ捕獲の実施を主張し続けているが、これまで認められず。



## イルカ漁業

- (1) 知事許可漁業  
突棒漁業: 手投げ鉞で突き取る漁法。  
追込網漁業: 鯨群を湾内に誘導し、網で仕切る漁法。
- (2) 水揚地:  
突棒漁業: 北海道・岩手・宮城・和歌山・沖縄  
追込網漁業: 和歌山(太地町)
- (3) 対象鯨種:  
イシイルカ、ハンドウイルカ、オキゴンドウ等8種。  
捕獲枠(漁獲実績総計)(2011/2012/2013年):  
17,939(3,222) / 17,216(1,820) / 16,510(2,759)頭

# 商業捕鯨モラトリアム(経緯)

## 商業捕鯨モラトリアム:条約附表10(e)

附表10の他の規定にかかわらず、全ての資源についての商業目的のための鯨の捕獲頭数は、1986年の沿岸捕鯨の解禁期及び1985/1986年までの遠洋捕鯨の解禁期について並びにそれ以降の解禁期についてゼロとする。この(e)の規定は、最良の科学的助言に基づいて常に検討されるものとし、委員会は、遅くとも1990年までに、この決定の鯨資源に与える影響につき包括的な評価を行うとともに、この(e)の規定の修正及びゼロ以外の捕獲枠の設定につき検討する。

## 採択の経緯と我が国の対応

- ・ 反捕鯨を掲げる国のIWC加盟が相次ぐ最中、1982年、第34回IWC年次会合において、商業捕鯨モラトリアムが提案され、投票の結果、可決。
- ・ 我が国は当初、科学的根拠に欠けているとの理由で同決定に異議申し立てを行い、資源的に持続的な利用が可能な種について商業捕鯨を継続していたが、その後の日米協議により、異議申し立てを取り下げた。
- ・ これにより、我が国は、沖合域が1987/88年、沿岸域は1988年以降、商業捕鯨を一時中断。これによりIWCが管轄するナガスクジラ、ミンククジラ等の大型鯨類13種を対象とした商業捕鯨は事実上停止。
- ・ この方針転換により、附表10(e)の規定に従い、ゼロ以外の捕獲枠を設定するために必要な生物学的情報の収集等のため、1987/88年から鯨類捕獲調査を開始。

# 商業捕鯨モラトリアム(受け入れ～現状)

## 附表10(e)の修正及びゼロ以外の捕獲枠設定の検討

- 附表10(e)(いわゆる商業捕鯨モラトリアム)には、1990年までに鯨類の包括的な資源評価を実施して同規定を修正し、ゼロ以外の捕獲枠を設定するという条件が付されている。
- IWCは、その一環としてRMPを開発。その後、反捕鯨国は不十分としてRMSの完成を要求。

|              |  |
|--------------|--|
| 1987年頃～1992年 | 科学委員会がRMPを開発し、1992年に採択。  |
| 1992年        | 反捕鯨国が、RMPでは十分とせず、監視取締を含むRMSの必要性を提起。1990年代にわたり、RMSの内容を議論。           |
| 2000年代       | 反捕鯨国が、RMSの完成には、捕獲調査の取り扱い、商業捕鯨再開の手順等についても同時に合意する必要があると主張(RMSパッケージ)。 |

(注1) RMP(改訂管理方式): 資源量の変動を捕獲枠の計算にフィードバックし、鯨資源を危機にさらすことなく安全に管理するための捕獲枠を算定する方式。

(注2) RMS(改定管理制度): RMPに監視取締制度等を加えたもの。

(注3) RMSパッケージで議論されてきた要素:

RMSにさらに加え、商業捕鯨再開の手順、捕獲証明制度、費用分担、モラトリアムの解除、捕獲調査のあり方、動物福祉、罰則等

## 現状

- 多数を占める反捕鯨国がRMS及びRMSパッケージの議論の継続を拒否したため作業は事実上中断し、完成は無期延期。



# 日本沿岸小型捕鯨(ミンククジラ)復活の試み

## 沿岸小型捕鯨地域の苦悩

商業捕鯨モラトリアムの採択により、もともと日本沿岸水域で年間約350頭のミンククジラを捕獲していた沿岸小型捕鯨地域(網走、鮎川、和田、太地)はその捕獲停止を余儀なくされ、経済的・社会的・文化的に困窮。

沿岸小型捕鯨を行っている地域社会



和田港でのツチクジラ解体  
写真提供:和田町役場企画課



## 日本政府の対応

- ・ モラトリアム採択直後から現在までほぼ毎年、沿岸小型捕鯨地域へ捕獲枠を付与する附表修正を提案してきたが、これまで4分の3の票を得られず否決が継続。
- ・ 提案の根拠として、日本の沿岸小型捕鯨は、商業捕鯨モラトリアムの対象ではない先住民生存捕鯨と歴史的にも文化的にも同等であり、モラトリアムの例外とすべきと主張(国内外の文化人類学者による38編の論文を作成し、IWCに提出)。
- ・ 2013年の科学委員会では検討が進展し、日本沿岸のミンククジラの商業捕獲枠の試算値が得られたことから、これまでと異なり、2014年には、附表10(e)の規定に従って北西太平洋のミンククジラの商業的捕獲枠17頭の設定を提案。しかし反捕鯨国は国の方針として商業捕鯨反対であるとの主張を繰り返し、反対多数で否決。
- ・ この結果を受け、我が国は、科学的根拠に基づく捕獲枠提案を受け入れないのはIWC加盟国の義務を果たしておらず、投票行動は説明不能である旨指摘のうえ、反対国に対し、反対票を投じた理由について公開の質問票を送付。回答に基づき、2016年の本委員会で持続的利用支持国との立場の隔たりについて議論し、解決の糸口を模索する予定。



# 我が国の鯨類捕獲調査

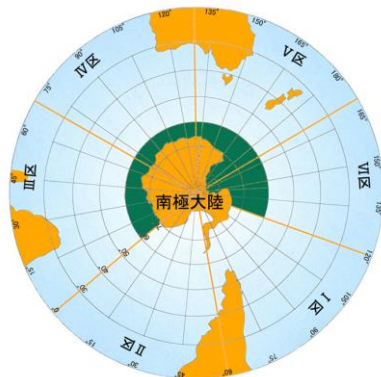
## 新南極海鯨類科学調査(NEWREP-A) (2015/16年～)

### (1) 調査目的

- ① RMP(改訂管理方式)を適用したクロミンククジラの捕獲枠算出のための生物学的及び生態学的情報の高精度化
- ② 生態系モデルの構築を通じた南極海生態系の構造及び動態の研究

### (2) 調査海域

- ・南緯60度以南、  
経度0度～西経120度



### (3) 捕獲調査

- ・クロミンククジラ 333頭

### (4) 非致命的調査手法の実行可能性・有用性の検証

- ・バイオプシーサンプル採取
- ・バイオプシーサンプルを用いた年齢査定・栄養状態把握
- ・衛星標識、データロガー

### (5) 餌生物(ナンキョクオキアミ)資源量調査

### (6) 妨害活動、悪天候等への緊急対応策の策定

### (7) 外部調査機関等との連携強化

## 第Ⅱ期 北西太平洋鯨類捕獲調査 (JARPNII) (2000年～)

### (1) 調査目的

- ① 鯨類の摂餌生態及び生態系の研究
- ② 鯨類及び海洋生態系における環境汚染物質のモニタリング
- ③ 鯨類の系群構造の解明

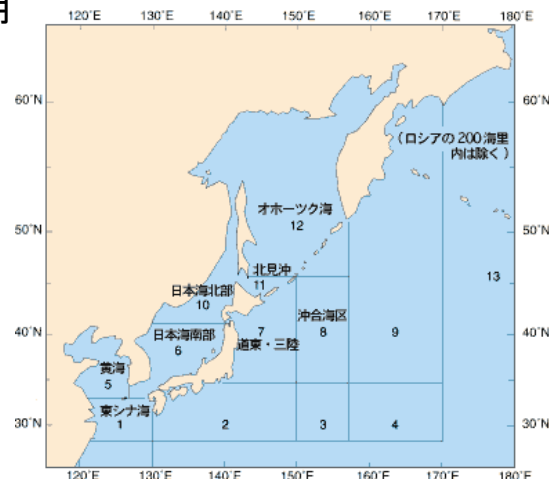
### (2) 調査海域

- ・概ね北緯35度以北、  
東経170度以西の  
北西太平洋

### (3) 捕獲頭数

- ・ミンククジラ 220頭  
(沖合100頭、  
沿岸60頭×年2回)
- ・ニタリクジラ 50頭
- ・イワシクジラ 100頭
- ・マッコウクジラ 10頭

北大西洋ミンク鯨捕獲調査海域  
(但し外国200海里水域は除く)



更に、各種鯨の摂餌生態をより鮮明にし、海洋生態系の総合的管理を目指す

第1期北西太平洋鯨類捕獲調査(JARPN)(1994年～99年)  
北西太平洋ミンククジラの系群構造の解明等

平成26年度以降の第2期北西太平洋調査は、国際司法裁判所の判決を考慮し、規模を縮小(ミンク鯨102頭(沿岸51頭×2)、ニタリ鯨25頭、イワシ鯨90頭)

# 鯨類捕獲調査実施の推移

- 1987年: 南極海鯨類捕獲調査(JARPA)開始  
捕獲枠:ミンククジラ 300頭±10%
- 1994年: 北西太平洋鯨類捕獲調査(JARPN)開始  
捕獲枠:ミンククジラ 100頭
- 1995年: 南極海鯨類捕獲調査の拡充  
捕獲枠:ミンククジラ400頭±10%
- 2000年: 第二期北西太平洋鯨類捕獲調査(JARPN II)(予備調査)開始  
捕獲枠:ミンククジラ 100頭、ニタリクジラ 50頭、マッコウクジラ 10頭
- 2002年: 第二期北西太平洋鯨類捕獲調査(本格調査)開始  
捕獲枠:ミンククジラ 150頭(沿岸50頭、沖合100頭)、イワシクジラ 50頭、ニタリクジラ 50頭、マッコウクジラ 10頭
- 2004年: 第二期北西太平洋鯨類捕獲調査の拡充  
捕獲枠:ミンククジラ 160頭(沿岸60頭、沖合100頭)、イワシクジラ 100頭、ニタリクジラ 50頭、マッコウクジラ 10頭
- 2005年: 第二期北西太平洋鯨類捕獲調査の拡充  
捕獲枠:ミンククジラ 220頭(沿岸120頭、沖合100頭)、イワシクジラ 100頭、ニタリクジラ 50頭、マッコウクジラ 10頭  
※当初、沿岸調査は年に1回、春の鮎川か秋の釧路で交互に実施していたが、毎年両地域で調査を行うように変更された。
- 2005年: 第二期南極海鯨類捕獲調査(JARPAII)(予備調査)開始  
捕獲枠:ミンククジラ 850頭±10%、ナガスクジラ 50頭(当初2年間は10頭)、ザトウクジラ 50頭(当初2年間はゼロ)
- 2007年: 第二期南極海鯨類捕獲調査(本格調査)開始  
捕獲枠:ミンククジラ 850頭±10%、ナガスクジラ 50頭、ザトウクジラ 50頭(正常化プロセス進行中は捕獲延期)
- 2014年: 第二期南極海鯨類捕獲調査を中止
- 2015年: 新南極海鯨類科学調査(NEWREP-A)開始

# 鯨類捕獲調査における捕獲実績

| 年度   | S/H | 北西太平洋  |     |     |    |     |     |     |      | 南極海 |              |     |     |    |    | 合計  |     |      |     |     |      |    |     |  |
|------|-----|--------|-----|-----|----|-----|-----|-----|------|-----|--------------|-----|-----|----|----|-----|-----|------|-----|-----|------|----|-----|--|
|      |     |        | ミンク | 樺   | ニク | 樺   | イシ  | 樺   | マッコウ | 樺   |              | ミンク | 樺   | カス | 樺  | ザトウ | 樺   | ミンク  | ニク  | イシ  | マッコウ | カス | ザトウ |  |
| 1987 | S62 |        |     |     |    |     |     |     |      |     | 273          | 300 |     |    |    |     | 273 |      |     |     |      |    |     |  |
| 1988 | S63 |        |     |     |    |     |     |     |      |     | 241          | 330 |     |    |    |     | 241 |      |     |     |      |    |     |  |
| 1989 | H1  |        |     |     |    |     |     |     |      |     | 330          | 330 |     |    |    |     | 330 |      |     |     |      |    |     |  |
| 1990 | H2  |        |     |     |    |     |     |     |      |     | 327          | 330 |     |    |    |     | 327 |      |     |     |      |    |     |  |
| 1991 | H3  |        |     |     |    |     |     |     |      |     | 288          | 330 |     |    |    |     | 288 |      |     |     |      |    |     |  |
| 1992 | H4  |        |     |     |    |     |     |     |      |     | 330          | 330 |     |    |    |     | 330 |      |     |     |      |    |     |  |
| 1993 | H5  |        |     |     |    |     |     |     |      |     | 330          | 330 |     |    |    |     | 330 |      |     |     |      |    |     |  |
| 1994 | H6  | 第I期調査  | 21  | 100 |    |     |     |     |      |     | 330          | 330 |     |    |    |     | 351 |      |     |     |      |    |     |  |
| 1995 | H7  |        | 100 | 100 |    |     |     |     |      |     |              | 440 | 440 |    |    |     |     | 540  |     |     |      |    |     |  |
| 1996 | H8  |        | 77  | 100 |    |     |     |     |      |     |              | 440 | 440 |    |    |     |     | 517  |     |     |      |    |     |  |
| 1997 | H9  |        | 100 | 100 |    |     |     |     |      |     |              | 438 | 440 |    |    |     |     | 538  |     |     |      |    |     |  |
| 1998 | H10 |        | 100 | 100 |    |     |     |     |      |     |              | 389 | 440 |    |    |     |     | 489  |     |     |      |    |     |  |
| 1999 | H11 |        | 100 | 100 |    |     |     |     |      |     |              | 439 | 440 |    |    |     |     | 539  |     |     |      |    |     |  |
| 2000 | H12 | 第II期調査 | 40  | 100 | 43 | 50  |     |     | 5    | 10  | 440          | 440 |     |    |    |     | 480 | 43   |     |     |      |    |     |  |
| 2001 | H13 |        | 100 | 100 | 50 | 50  |     |     |      | 8   | 10           | 440 | 440 |    |    |     |     | 540  | 50  |     |      |    |     |  |
| 2002 | H14 |        | 150 | 150 | 50 | 50  | 50  | 50  |      | 5   | 10           | 440 | 440 |    |    |     |     | 590  | 50  | 50  | 5    |    |     |  |
| 2003 | H15 |        | 150 | 150 | 50 | 50  | 50  | 50  | 10   | 10  | 10           | 440 | 440 |    |    |     |     | 590  | 50  | 50  | 10   |    |     |  |
| 2004 | H16 |        | 159 | 160 | 50 | 50  | 100 | 100 |      | 3   | 10           | 440 | 440 |    |    |     |     | 599  | 50  | 100 | 3    |    |     |  |
| 2005 | H17 |        | 220 | 220 | 50 | 50  | 100 | 100 |      | 5   | 10           | 853 | 935 | 10 | 10 |     | 0   | 1073 | 50  | 100 | 5    | 10 | 0   |  |
| 2006 | H18 |        | 195 | 220 | 50 | 50  | 100 | 100 |      | 6   | 10           | 505 | 935 | 3  | 10 |     | 0   | 700  | 50  | 100 | 6    | 3  | 0   |  |
| 2007 | H19 |        | 207 | 220 | 50 | 50  | 100 | 100 |      | 3   | 10           | 551 | 935 | 0  | 50 | 延期  | 50  | 758  | 50  | 100 | 3    | 0  | 0   |  |
| 2008 | H20 |        | 169 | 220 | 50 | 50  | 100 | 100 |      | 2   | 10           | 679 | 935 | 1  | 50 | 延期  | 50  | 848  | 50  | 100 | 2    | 1  | 0   |  |
| 2009 | H21 |        | 162 | 220 | 50 | 50  | 100 | 100 |      | 1   | 10           | 506 | 935 | 1  | 50 | 延期  | 50  | 668  | 50  | 100 | 1    | 1  | 0   |  |
| 2010 | H22 |        | 119 | 220 | 50 | 50  | 100 | 100 |      | 3   | 10           | 170 | 935 | 2  | 50 | 延期  | 50  | 289  | 50  | 100 | 3    | 2  | 0   |  |
| 2011 | H23 | 126    | 220 | 50  | 50 | 95  | 100 |     | 1    | 10  | 266          | 935 | 1   | 50 | 延期 | 50  | 392 | 50   | 95  | 1   | 1    | 0  |     |  |
| 2012 | H24 | 182    | 220 | 34  | 50 | 100 | 100 |     | 3    | 10  | 103          | 935 | 0   | 50 | 延期 | 50  | 285 | 34   | 100 | 3   | 0    | 0  |     |  |
| 2013 | H25 | 95     | 220 | 28  | 50 | 100 | 100 |     | 1    | 10  | 251          | 935 | 0   | 50 | 延期 | 50  | 346 | 28   | 100 | 1   | 0    | 0  |     |  |
| 2014 | H26 | 81     | 102 | 25  | 25 | 90  | 90  |     | 0    | 0   | —            | —   | —   | —  | —  | —   | 81  | 25   | 90  | 0   | 0    | 0  |     |  |
| 2015 | H27 | 70     | 102 | 25  | 25 | 90  | 90  |     | 0    | 0   | NEWR<br>EP-A | 333 |     |    |    |     |     |      |     |     |      |    |     |  |

# 鯨類捕獲調査の根拠

## 国際捕鯨取締条約(抜粋)

### 第8条

- 1 この条約の規定にかかわらず、締約政府は、同政府が適当と認める数の制限及び他の条件に従って自国民のいずれかが科学的研究のために鯨を捕獲し、殺し、及び処理することを認可する特別許可書をこれに与えることができる。また、この条の規定による鯨の捕獲、殺害及び処理は、この条約の適用から除外する。各締約政府は、その与えたすべての前記の認可を直ちに委員会に報告しなければならない。各締約政府は、その与えた前記の特別許可書をいつでも取り消すことができる。
- 2 前記の特別許可書に基づいて捕獲した鯨は、実行可能な限り加工し、また、取得金は、許可を与えた政府の発給した指令書に従って処分しなければならない。
- 3、4(略)

# 鯨類捕獲調査の意義

1. 鯨類資源を適切な水準に維持しながら持続的に利用するため、以下の科学的情報を収集
  - (1) 系群(繁殖集団)の分布 ←資源管理は系群毎に行う
  - (2) 資源の構成(性別、年齢、性成熟度など)  
←資源動態の将来予測に役立つ
  - (3) 生息水域の環境変動が鯨類に及ぼす影響  
←資源動態に影響を及ぼす外部要因の特定
2. 同じ資源をめぐる鯨類と漁業との競合などが示唆されていることから、鯨類の餌に関する情報を収集 ←海洋生態系における鯨類の役割を解明

・骨格形態(系群)、耳垢栓(年齢)、生殖腺(成熟度)、胃内容物(餌)、寄生生物や疾患の観察(環境要因)等を得るためには、鯨の捕獲が必要

・捕獲のデータとあわせ、非致死的に得たデータ(目視による資源量推定値、衛星標識による回遊経路の把握など)を活用

# 国際司法裁判所(ICJ)「南極における捕鯨」訴訟

## 判決の概要

### (1) 要点

- ① 日本が発給している第二期南極海鯨類捕獲調査(JARPA II)に関する特別許可書は国際捕鯨取締条約(ICRW)第8条1の規定の範囲には収まらない。
- ② 日本は、JARPA IIに関する現行の許可証を撤回し、今後、当該活動のための許可の発給を差し控えなければならない。

### (2) 国際捕鯨取締条約第8条1との関係

- ① JARPA IIは、概ね科学的調査と特徴付け得るが、調査の計画及び実施が調査目的を達成するために合理的なものとして立証されていない。
- ② 日本は、将来、第8条1に基づく許可証の発給の可能性を検討する際は、この判決に含まれている理由付けと結論を考慮することが期待される。

## 【参考】経緯

平成22年5月31日 豪州がICJに訴状を提出

平成23年5月9日 豪州がICJに申述書を提出

平成24年3月9日 日本がICJに答弁書を提出

平成25年2月6日 NZの訴訟手続参加が決定

平成25年6月26日

～7月16日 口頭手続(於:オランダ)

平成26年3月31日 判決言渡し(於:オランダ)

# 今後の鯨類捕獲調査の実施方針

(平成26年4月18日 農林水産大臣談話)

## 1 基本方針

- 鯨類は重要な食料資源として、科学的根拠に基づき持続的に利用していくべきとの考え方に基づき、商業捕鯨の再開を目指す方針を堅持。
- 国際司法裁判所(ICJ)判決の趣旨を踏まえ、鯨類捕獲調査を実施。

## 2 平成26年度の鯨類捕獲調査について

- 南極海は捕獲調査は行わず、目視調査を実施。
- 北西太平洋は、目的を限定し、規模を縮小して捕獲調査を実施。
- また、DNA等の採取など目視調査以外の非致死的調査の可能性について検証を実施。

## 3 平成27年度以降の鯨類捕獲調査について

- 南極海及び北西太平洋調査は、新たな計画を平成27年の国際捕鯨委員会(IWC)科学委員会に提出し、実施。
- 新たな調査実施までに、反捕鯨団体による妨害活動への抜本的な対策を検討。



# 反捕鯨NGOの妨害活動

## 反捕鯨団体による妨害活動

- ・ これまで、反捕鯨団体であるグリーンピース及びシー・シェパード(以下「SS」)が、南極海で活動をする我が国の調査捕鯨船団に対して妨害行為を行っている。
- ・ 2005年度以降は毎年、SSが過激な妨害行為を行っており、我が国調査船舶及び乗組員の生命及び財産が危険にさらされている。



ボブ・バーカー号が、第3勇新丸に異常に接近し、船尾に衝突 (2013/2014)

## 前回調査時(2013/2014)の状況

- ・ 関係省庁が連携し、水産庁監視船の派遣、海上保安官の乗船など、安全対策を実施。
- ・ SSは、スティーブ・アーウィン号(オランダ船籍)、ボブ・バーカー号(オランダ船籍)及びこれら2隻から降下された複数の小型ゴムボートにより妨害を行った(サム・サイモン号(オランダ船籍)も調査海域に出現したが直接妨害活動はせず)。
- ・ 調査母船日新丸以外の船舶に対し(水産庁監視船第二昭南丸含む)、小型ボートから複数回ロープ投入等が行われた。また、ボブ・バーカー号は、第三勇新丸に異常接近し船尾に接触、さらに、勇新丸及び第三勇新丸に対し信号ロケット弾を発射した。
- ・ 詳細は(一財)日本鯨類研究所のホームページを参照。

# イルカ漁業に対する反捕鯨団体の抗議・妨害

- 1 2010年7月の映画「The Cove」の公開後、撮影地である和歌山県太地町に常駐するシー・シェパードなど反イルカ漁団体の外国人が急増し、漁業者の撮影やつきまとい等のいやがらせ行為を行っている。
- 2 同映画の主演者などの呼びかけにより、毎年9月1日(太地町のイルカ追込漁の解禁日)を「世界イルカデー」と称し、太地町や世界各地の我が国在外公館前などで抗議活動を実施。



- イルカ漁業は、我が国の伝統的漁業の一つであり、法令に基づき、科学的根拠に基づく適切な資源管理の下で実施されている。
- イルカ漁業の禁止を求める国際条約上の根拠はない。